

ロシア株式会社法(2)

佐藤, 賢明

(出版者 / Publisher)

法政大学教養部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政大学教養部紀要. 社会科学編 / 法政大学教養部紀要. 社会科学編

(巻 / Volume)

124

(開始ページ / Start Page)

19

(終了ページ / End Page)

28

(発行年 / Year)

2003-02

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00004895>

ロシア株式会社法(2)¹

佐藤賢明

4. 2001年株式会社法新訂²

2001年7月20日連邦会議にて承認され、同年8月7日大統領署名、2002年1月1日より施行された株式会社法新訂は、96年「株式会社法」の修正及び補足法である。

修正・補足法ではあるが、約半数の条項で変化があり新法と言っても過言ではない。

ただし、第48条「株主総会の権限」及び第49条「株主総会の決議」は2001年8月9日からの施行である。

ロシアでの文献をみると、この修正・補足法は“新訂”と称されているので、本稿でも新訂とする。

新訂が必要とされた原因は以下である；

- ①96年株式会社法施行以来5年経てロシアの市場経済化が進んできた。
- ②96年株式会社法施行後、その他の経済関連法との整合性が求められた。例えば、「有価証券市場法」、また小株主の権利を擁護するための「有価証券市場における投資家の権利及び合法利益保護法」などが制定された。また、同法の規範の解釈に関し、仲裁裁判所等から様々な問題が提起されていた。³
- ③条項の技術的修正。すなわち、文字・文章等の整理の必要性、またより正確化が求められた。

5. 株式会社法新訂の主な修正・補足

①適用範囲と株式会社規定（第1条、第2条）

- a) 本法の適用範囲を株式会社の設立だけであったが、“再編”、“解散”を加え明確化した。
- b) 96年法第1条第5項によると、民営化法に基づく株式会社設立の場合、

国あるいは自治体の所有から完全な株式会社への移行は、75%の株式の譲渡が完了した時点からと規定されている。そこで、この規定をより明確化するため、新訂では、25%以上国あるいは自治体が株式を所有管理する民営化法により設立された株式会社は、民営化法に規定される、と定めた。すなわち25%以下になって初めて株式会社法の適用が認められる。

- c) 第2条第1項にて株主は所有する株式を他の株主や会社の合意なく譲渡する権利を有すと、新訂では明確化した。また、新たに2項をもうけ、一人株主による株式会社設立の可能性を示した。

②会社の商号（第4条）

- a) 商号には、公開型あるいは閉鎖型を明示するとした96年法に、“OAO”（公開型の露語での略称），“ZAO”（閉鎖型）の略称の使用を可能とした。1992年2月7日付消費者保護法第9条では、消費物資生産者の名称の明示が求められていることから加えられた。

③会社の公開型及び閉鎖型（第7条）

- a) 公開型株式会社の株主から譲渡株式の取得に特典を与えてはならないとする新规定が盛り込まれた。
- b) 96年法では閉鎖型株式会社において、株主が自己の株式を第三者へ売却する際、当該会社の他の株主は優先取得権を享受する、と定めている。この“享受”が“享有”に代った。より固有の権利の面が強調されている。また、株式売却手続に関しても詳しく定めている。株主が第三者へ売却を希望する場合には、文書でもって他の株主及び会社へ売却価格やその他の条件等を明示し通知しなくてはならない。通知後2ヶ月の期間あるいは会社定款所定の期間（10日以上とする）内に優先取得権が利用されなかった場合は、通知された条件でもって第三者に売却することができる。この事は、強制的性格を持っており、最高裁判所と最高仲裁裁判所の決定によると、株主の優先取得権は、会社定款にその旨の定めがある場合であり、当該会社が取得できるのは他の株主が優先取得権を実行しなかった場合である。また、第三者へ提示される価格でもって当該株式を取得することに同意した株主が優先取得権を実行することができる。譲与契約による無償の譲渡や全般的な権利継承による優先取得権は適用されない。’

④会社の創設、再編及び清算（第2章：第8条～第24条）

- a) 第9条第5項では、発起人による会社設立に関する契約は、会社設立文書にはならない。ただし、当該契約は文書形式で、その内容には事業内容、定款資本額及び支払方法、発起人の権利義務が明示されなくてはならない、と定めている。

定款資本への出資が現金あるいは現金的価値を有する債権であれば問題ない。現行では、知的財産権（パテント、コンピューターのプログラムを含む著作権）やノウハウは、出資金にはならない。ただし、それらの権利の使用権は出資金に考えられる場合もある。ただし、その場合には、ライセンス契約が必要である。⁵これは、法律には明文化されていないが、最高裁判所及び最高仲裁裁判所の見解として発表されている。日本の商法では、現物出資となる財産は、譲渡可能で貸借対照表能力を有するものであれば可能であり、種類は問われない。興味深いのは、“のれん”も含まれる。ロシアの社会でも“のれん”伝統が認められる時代が来ることを望む。

- b) 外国投資が参加する会社設立は、外国投資参加企業に関する連邦法令に従うと定められている。これに関連し、法令の衝突が生じた興味深い判例がある。ロシア連邦仲裁裁判所に対し、外国企業が、ある州の登記院を訴えた。その内容は、当該企業が参加している合弁企業（開放型の株式会社形態である）の設立契約の変更及び補足並びに定款の登記に関する州登記院の決定が不法であるとの訴えであった。裁判所に提示された資料によると、1997年末当該合弁企業の株主は総会を開き、設立契約の変更及び補足並びに組織・法的形態の変更を含んだ定款を決めた。この合弁企業は、「ロシア共和国における外国投資法」（1991年7月4日）第4条に基づき、これらの変更を登記する声明書を登記院に対し提出した。ところが、この合弁企業の外国側参加者は同登記院に対しこれら変更の登記拒否の申請を提出した。申請を検討した結果、登記院は、変更及び補足を登記した。第1審における裁判所による資料に基づくと、株式会社の総会の討議には全ての株主が参加していた、設立契約の変更・補足の提案は外国株主が提案したものであった。このような状況を考慮し、第1審の裁判では設立文書の変更・補足の登記はロシア連邦の法令に従ったものであると認め、請求の容認は

しりぞけられた。控訴審の決定では逆に登記院の決定は効力が無いとの結論であった。その根拠は、外国参加者は、合弁企業の設立文書の変更登記申請が文書でなかったからであった。「ロシア共和国における外国投資法」第13条によると外国投資企業は、ロシア連邦法令に従い設立される、と定めている。また同法16条によると、ロシア法令に従った設立者総会の決定である設立文書の全ての補足及び変更を国家登記するよう定めている。会社の参加者総会の決定に効力がないとする場合は、票決に参加しなかった参加者の申し出などによる。ところが、この外国企業の代表者は、総会の議事に参加するだけでなく、採決にも参加していた。また、総会の決定は、外国参加者の権利を侵害するものでもなかった。従って、破棄審では、第1審の決定が認められた。⁶

- c) 発起人の規定(第10条)に関する問題：ロシア連邦には多くの国営企業や自治体企業がある。これらの企業は、株式会社設立の発起人に、なれるのか、なれないのかの問題がある。同条第1項には、国家機関及び自治体機関は発起人にはなれないと規定している。国営企業や自治体企業は国家機関ではない。あるいは、自治体機関ではない。ただし、これらの企業に帰属する資産は経済活動の目的にあり、他の企業の定款資本への出資金として出資することが可能である。不動産や資金を定款資本の出資金として出資することができる。ただし、所有者（この場合、権限を有す国家機関あるいは、自治体機関）の合意が必要である。⁷
- d) 会社の再編（第15条）、合併（第16条）、吸収（第17条）、分離（第18条）、分割（第19条）、改組（第20条）、清算（第21条）、清算手続（第22条）、株主間による清算会社の財産分配（第23条）の新訂の各条項は基本的に大きな変更はない。会社の組織編成にあたり手続の明確化ははかられている。

6. 日本の株式会社法との比較

ロシア連邦の法体制の中で、株式会社法は独立した法律となっている。日本では株式会社法は商法の一部である。ちなみに、ロシア連邦でも日本でも有限会社法は独立した法律である。そこで、株式会社を直接的に規律する法律は、「ロシア連邦民法典」、「96年株式会社法」、「2001年株式会社法新訂」となる。

日本の場合、商法の中に合名会社、合資会社そして株式会社の規定がある。ロシア連邦においても株式会社法制定の議論の中で、「企業法」を制定しその中に株式会社法を入れる議論があった。この企業法論は日本での商法的性格を持った法律である。現在もこの議論が続いている。そして、ロシアにおいて企業法とは、企業活動に関連する法令全般をさすようになっている。その対象としては、民法典、株式会社法、有限会社法、証券法、民営化法、外国投資法、破産法、仲裁訴訟法、民事訴訟法、国家登記法、ライセンス法など多種にわたっている。以下、株式会社に関し、日本法とロシア法を比較する。

① 法人、営利性、会社の種類、国民企業

ロシア株式会社法第2条にて会社は法人である、と規定している。日本の商法第54条にても会社は、法人と規定している。商法のこの規定は、商法に規定している他の会社、合名会社、合資会社そして株式会社に係る規定である。ロシア連邦にも合名会社や合資会社の制度・規定（民法典第69条～86条）はあるが、現実にはあまり存在しなし。

日本の商法の会社は営利を目的としている。これは、ロシア株式会社法も同じである。双方とも一人株主の株式会社設立も可能である。また、営利を求める個人企業の設立も可能である。

日本では最近非営利法人の活動が盛んになっている。特定非営利活動法人（NPO）やNGO（非政府組織）などである。ロシア連邦においては、日本的な非営利団体を対象とした法令はまだないが、「社会団体法」がある。登記が必要とされる。ロシア連邦ではまだ社会主義的思考がまだ残っており、組織・団体、協会などを創設することに躊躇するきらいがある。日本では3人集まれば何々協会をすぐ作ることができるが、ロシア連邦の市民は非常に慎重である。躊躇の原因は、登記制度である。ロシア市民の思考には、組織・団体を設立したら、直ちに登録機関に出向き、登記を済ませ、登記番号を取得し、銀行に行き口座開設をする。これが団体設立のプロセスである。この思考は理解できる。社会主義時代では、結社の自由が無かったからであり、当時は組織・団体、協会等は管理される対象であった。その名残である。日本では、任意団体とすれば、銀行口座も開設可能であり、何も問題がない。

ロシアでの営利を目的とする主な組織・団体は、株式会社（開放型、閉鎖型）、有限会社、個人企業がある。また、まだ民営化されていない国営・自治体企業も営利を目的とした会社である。非営利団体であっても、その設立目的の達成

のため、一定の範囲内で営利活動（企業活動）をおこなうことが可能である（民法典第50条）。より複雑化させているのが国民企業の実態である。

国民企業法は、1998年7月制定された。当該法の正式名称は、ロシア連邦法 No.115-FZ「従業員株式会社『国民企業』の法的地位に関して」1998年7月19日付、である。この法律は、株式会社法を基礎としている（同法第1条）。この法律による企業とは、株式会社である。ただし、株の所有者は、この企業の従業員である。この法律が制定されるにあたり長い議論が繰り返された。この法律の規定内容は、ほとんど閉鎖型株式会社の規定と同じである。⁸

国民企業は、任意の営利組織が再編する際に設立することができる。ただし、国営企業や自治体企業、また公開型株式会社で定款資本の49%以下を従業員が持っている企業は国民企業を設立することはできない。最低定款資本金は、最低労働賃金額の1,000倍である。国民企業は通常株式のみの発行である。そして株の75%を当該国民企業の従業員が持つ。ただし、一人の株主は全株の5%以上取得することはできない。従業員・株主は他の株主、または、当該企業へ自己の株を売却できる。他の株主及び企業が購入を拒否した場合、当該企業の他の従業員へ売却しなくてはならない。後者の場合、株の20%以上を売却してはならない。また、従業員が解雇される場合、従業員は必ず自己所有の株を会社へ売却しなくてはならない。そして会社は必ず購入しなくてはならない。国民企業の従業員は最低51名以上。同時に従業員・非株主の割合が、全従業員の10%を超えない。また、全従業員数は5,000人を超えない、とされている。この国民企業が他の株式会社との違いは、株主総会にて、一株主一票であり、一株一票ではない（同法第10条）。従業員持株会社のロシア版である。

② 会社の責任、権利能力とその制限

ロシア株式会社法第3条では、会社の責任を「自己に帰属する全財産でもって自己の債務に責任を負う」と定めている。また、会社は株主の債務について責任を負わない、とも規定している。商法第53条では、会社の種類を明示し、株式会社も含まれている。そこには会社の責任の項目はないが、同項のコメントでは、ロシア株式会社法第3条と同様の解釈がなされている。⁹ 商法第200条第1項では、株主の責任として、株式の引受価額の範囲内とし、株主有限責任の原則を唱えている。ロシア株式会社法でも第2条第1項で同様の規定がある。

ロシア株式会社法では、国及びその機関は、会社の債務に対し責任を負わな

い。また同様に会社も国及びその機関の債務について責任を負わない、と規定されている（第3条第4項）。これは、ロシアの企業にとっては重要な規定である。すなわち、民営化によって設立された企業は、民営化の過程の中で、元の国営あるいは自治体企業の影響を受けやすい。

日本の商法第55条には、権利能力の制限が規定されている。会社は、他の会社の無限責任社員にはなれないと規定している。自然人でない会社の特殊性からこの規定があるが、現実には会社は自己の機関を経て他の会社の権利や義務を負うことができる。その意味で、この規定は現実的ではない。ロシア株式会社法にはこのような規定はない。

③会社存続の永久性

ロシア株式会社法第2条第5項では、会社の定款に別段の定めのない場合、期間は限定されず存在すると定めている。日本の商法には、同様の規定は存在しない。

④商号、住所

ロシア株式会社法では、会社の商号において閉鎖型や開放型の明示が義務づけられている。ロシア連邦は多民族国家であり、ロシア語だけでなくその他の民族の言語でもって商号をつくるのが可能である。

商法では、会社の住所は、本店の所在地となっている。そして定款に記載しなくてはならない。現実には、定款記載の法的本店と実際に中心的に活動している場所がある。法的本店が登記や株主総会の招集などでの関連で重要になるので、法的本店（定款上の地が本店と考えられる。ロシア株式会社法（第4条）においては、会社登記地が会社の所在地と規定している。そして第5条に支店・代表事務所の規定をもうけている。まだ、日本のように本店、営業上の本店の区別がない。将来においては、日本と同じようになるであろう。

⑤会社設立

ロシア株式会社法第2章（第8条～第24条）において会社の設立、発起人の規定、定款、会社の国家登記、会社の様々な設立形態、清算及び清算手続が定められている。日本の商法の第4章第1節（株式会社の設立）がそれに相当する。

発起人に関して、日本の商法では、発起人は会社定款をつくらなくてはならない、と規定している（第165条）。ロシア株式会社法では、設立決議をおこなった市民（又は）法人と定めている。また、株式会社法では、発起人は会社の国家登記まで、会社設立に関する債務の連帯責任を負う、と定めている（第10

条)。日本の場合には、発起人組合を組織する場合があります、その組合が様々な事務手続をおこなう例が多い。ロシアにおいては、このような組合ではなく、委員会を構成し設立までの行為をおこなう例はある。

定款は会社の設立文書である(株式会社法第11条)。株式会社法にて、定款の絶対必要事項は以下である：会社の正式及び略式商号、所在地、会社の型(公開型又は閉鎖型)、発行株式数・価額額面・カテゴリー(普通株及び優先株)、カテゴリー毎の株式の所有者(株主)の権利、定款資本の額、管理機関の構成及び権限並びに当該機関の決議手続、株主総会の準備及び開催の手続、ただし、管理機関が特定数を超える多数票又は全員一致で議決する項目のリスト、支店及び代表事務所に関する事項、連邦法令所定のその他の事項、となっている。商法第166条定款の作成・絶対必要事項の一番目に、“目的”、すなわち会社設立の目的があげられている。株式会社法には“目的”がない。もちろん会社設立の目的は、利潤追求であるが。それだけではないはず。会社は、事業活動を通じ、社会の発展をつくすこともあるはずである。また、会社の事業分野を明確にするためにも必要である。ロシア株式会社法に関する部分に様々な文献を見ても、回答がない。商法は続けて、商号、発行する株式の総数、一株の金額、設立の際の発行株式総数などである。定款の絶対必要事項を見れば、ロシア株式会社法のほうが多い。しかし、日本の商法は設立に関する細かい規定が定められている。例えば、株式発行事項の決定がある。この規定によると、これは、定款に記載してもよいが、資本調達機の機動性を尊重し、絶対必要事項には含まれていない。商法では、会社設立総会のための召集方法や決議方法などロシア株式会社法にはない。これは、日本のほうが株式会社歴史が長く、また経験が豊であるからと考える。

ま と め

ロシア株式会社法を紹介した。「ロシア株式会社法(1)」では、現在のロシア社会における株式会社の状況及びロシア資本主義発生から本活的な資本主義の時代、社会主義、ペレストロイカそして市場経済化を目指している今日までの株式会社と株式会社法の歴史、ロシア連邦で本格的な株式会社法である96年株式会社法を展開した。この(2)では、主に2001年新訂の紹介と日本の株式会社法である商法との比較である。それも株式会社とは何であるかのロシア的概念、

あるいは総論を紹介したつもりである。株式の発行や、株主総会、管理組織・機構などは手続論であるので別の機会に続けたい。

現在のロシアでは、一般の国民の株式会社にたいする認識が日本と比較はまだ低い。それは、企業家や経済専門家が必ず読んでいる「経済と生活」紙上での株式会社に関する質問を見れば分かる。例えば、7～8年ほど前は、配当金とは何ですか？などの簡単な質問であった。しかしこの頃は、「最近株式を取得した。そこで昨年の会計年度分の配当金を受け取れますか？」との質問が同紙にあった。一見簡単であるが、難しい。いつ株式を取得したか、株主総会にたいし提出される年度の配当金受取人リストが総会の50日前までに作成される(第51条)。そのリストは理事会で作成され、会社での登録が必要など詳しく説明している。¹⁰「会社の理事会で支店開設を決定した。ところが理事間で議論となった。誰が支店の規則、そして誰が支店の支配人を決めるのか、が議論の対象となった。理事会集団として、又は、理事長が自分の裁量でもって決めることができるのか」の質問であった。実際的な質問である。多分この社会でもある、指導権争いと考えられる。結論的には、「支店設立の決定を採択」するのは理事会である(第65条)。その“決定”の中に支店の規則や支配人などの指導部も含まれると考えるのが妥当である。そこで一番良い方法は、会社の定款にこの様な場合を想定し、入れた方がよい、なぜなら定款で決めないと、理事長(社長)が自己の配慮で勝手にする可能性があるから、とアドバイスしている。¹¹いろいろな考えさせられる回答である。

2002年4月、プーチン大統領の年次教書演説によると、ロシアは、WTO(世界貿易機関)加盟を考えている。経済的な立て直しはもちろんであるが、経済関連の法整備が、欧米諸国や日本から求められることになるであろう。その時が、ロシアの法律家達にとって正念場と考える。

〈注〉

- 1 「ロシア株式会社法(1)」：法政大学教養部「紀要」第121号、社会科学編(2002年2月)19～33ページ。
- 2 ロシア連邦法No.120-FZ「連邦法「株式会社に関して」への修正及び補足の導入に関して」。
- 3 「「株式会社に関する連邦法」適用に関する諸問題について」ロシア連邦最高裁判所総会及びロシア連邦仲裁裁判所総会]4/8、1997年4月2日など。
- 4 「「株式会社に関する連邦法」適用に関する諸問題について」ロシア連邦最高裁判所総会及びロシア連邦仲裁裁判所総会]4/8、1997年4月2日。

- 5 「『ロシア連邦民法典』適用に関する諸問題について」ロシア連邦最高裁判所総会及びロシア連邦仲裁裁判所総会]6/8, 17項, 1996年7月11日。
- 6 D. V. ムルジン著「連邦法, 株式会社」2002年, モスクワ, 36ページ
- 7 「『株式会社に関する連邦法』適用に関する諸問題について」ロシア連邦最高裁判所総会及びロシア連邦仲裁裁判所総会]8, 1998年2月25日。
- 8 V.V.ラプチェフ著, 「株式会社法」, 1999年, モスクワ, 38ページ。
- 9 「基本法コメンタール会社法1」日本評論社2001年版, 14ページ
- 10 「経済と生活」紙, 2002年3月9日付
- 11 同上, 2002年5月20日付

参考文献

- M. Yu. チハミーロフ監修 「株式会社に関する連邦法コメンタール」第2版, モスクワ, 1999年
- M. Yu. チハミーロフ監修 「有限会社に関する連邦法コメンタール」モスクワ, 1998年
- M. G. イオンツェフ著「株式会社」, モスクワ, 2002年9月20日
- E. P. ハリコヴァ著 教科書「ロシアにおける企業及びマネージメントの歴史」モスクワ1998年
- V. Ya ゴルフィンケル, G.B. ポリャク, V.A.シュバンダル著 「企業活動」モスクワ, 2000年
- V. F. ババンプロ, V.Fヤコヴレヴァ監修 教科書「商業法」I, II, サンクトーペテルブルグ, 1998年
- T. V. カシャキナ著 「コーオペレイション法」, モスクワ, 1999年
- A. A. ヴィシネフフスキー著 「担保法」, モスクワ, 1995年
- I. V. エルショヴァ, T.M. イヴァノヴァ著「企業法」, モスクワ1999年
- B. D. ザビードフ著 「ロシア契約法」モスクワ, 1998年
- I. V. リシェトニコヴァ, V.V. ヤルコフ著「現代ロシアの民法及び民事訴訟」エカテリンブルグ, 1999年
- *主に法律関係で使用した文献である。ロシアの経済史や現在の経済に関する文献, また日本語の参考文献は除いた。これ以外に, ロシアの新聞「経済と生活」, 「イズベスチヤ」, 「ロシア新聞」, 雑誌としては「経済の諸問題」, 「法律」, 「立法と経済」を使った。また, ロシア民法典の邦訳にあたり, 「ロシア研究」別冊4, 日本国際問題研究所編を参考にした。

(ロシア経済法・第一教養部兼任講師)